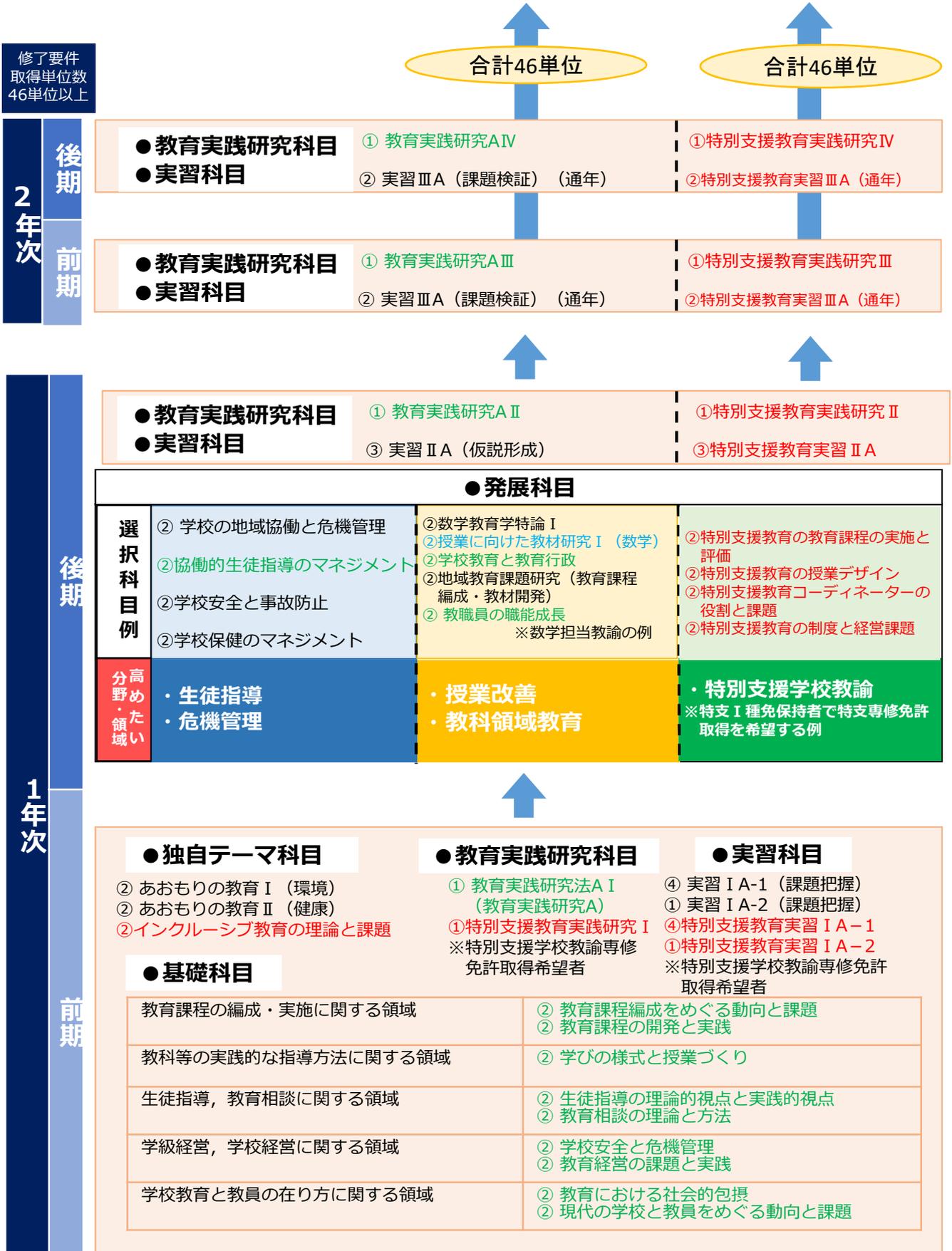


# ミドルリーダー養成コース(現職教員学生)

勤務校や地域の研修会の中心として、その活動を協働的に組織するとともに、教育委員会及び学校現場との連携・協働の基、青森県の教育に貢献することを見据えた各種研修の機会を他の同僚に提供できる教員



※丸数字は単位数を表す

※赤字は特支専修免許取得対応科目

※緑字は小中高専修免許取得科目

## ミドルリーダー養成コース(現職教員学生)

勤務校や地域の研修会の中心として、その活動を協働的に組織するとともに、教育委員会及び学校現場との連携・協働の基、青森県の教育に貢献することを見据えた各種研修の機会を他の同僚に提供できる教員



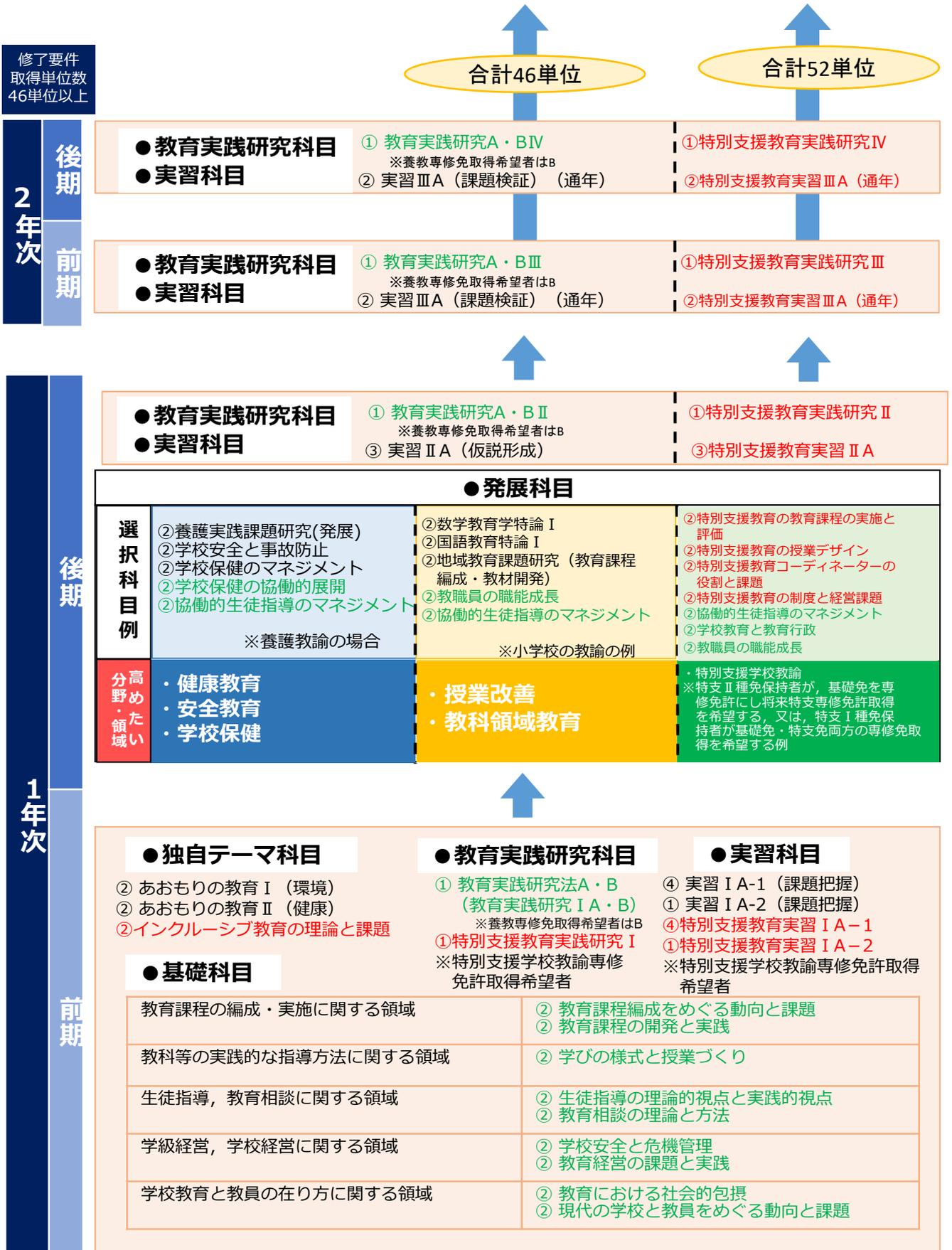
※丸数字は単位数を表す

※赤字は特支専修免許取得対応科目

※緑字は小中高専修免許取得科目

# ミドルリーダー養成コース(現職教員学生)

勤務校や地域の研修会の中心として、その活動を協動的に組織するとともに、教育委員会及び学校現場との連携・協働の基、青森県の教育に貢献することを見据えた各種研修の機会を他の同僚に提供できる教員



※丸数字は単位数を表す

※赤字は特支専修免許取得対応科目

※緑字は小中高養専修免許取得科目

## 学部新卒学生対象のコース

青森県をはじめ各校種の学校の教員となった上で理論と事実に基づいた実践を行い、将来的には学校・地域の研究・研修の中心的な役割を果たせる教員

修了要件  
取得単位数  
46単位以上

合計46単位

合計46単位



※丸数字は単位数を表す

※赤字は特支専修免許取得対応科目

※緑字は小中高養専修免許取得科目

## 弘前大学教育学部研究倫理に関する要項

平成 28 年 9 月 21 日制定  
教育学部教授会

## 第 1 趣旨

この要項は、弘前大学教育学部に専任担当として配置された教員並びに教育学部又は大学院教育学研究科に所属する職員・学生等（以下「職員・学生」という。）が、人間を対象として行う調査及び実験（人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成 26 年文部科学省・厚生労働省告示第 3 号）に規定するものを除き、職員・学生が、他の部局又は他の研究機関等に所属する者と共同で実施する調査及び実験を含む。以下「調査・実験」という。）に関して、倫理的及び社会的諸問題に対処するために、基本原則、審議組織、実施手続等を定めるものとする。

## 第 2 基本原則

調査・実験は、次に掲げる原則により実施するものとする。

- (1) 研究への協力者に対する情報提供及び同意の確認
- (2) 協力者の負担・苦痛の回避
- (3) 個人情報保護
- (4) 研究結果の公表
- (5) 所属する学会等の倫理規定等の遵守

## 第 3 研究倫理委員会

- 1 教育学部に、調査・実験における倫理的及び社会的諸問題の発生防止、問題発生時の対処について審議するため、研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。
  - (1) 職員・学生が企画する調査・実験の実施の可否に係る審査
  - (2) 調査・実験において倫理的及び社会的問題が発生した場合の対処方法の審議並びにその対処
  - (3) 調査・実験における倫理を確立するための啓発活動及び教育活動の企画並びに実施
- 3 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
  - (1) 学部長が指名する教育学部の専任担当教員 1 名
  - (2) 教育学部教授会から選出された教員 2 名
  - (3) 教育学部の専任担当教員以外の弘前大学の教員 1 名
  - (4) その他委員長が必要と認めた者
- 4 前項各号の委員は、学部長が委嘱する。
- 5 委員会に委員長を置き、第 3 項第 1 号の委員をもって充てる。
- 6 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

## 第 4 調査・実験の実施申請

- 1 倫理審査を要する調査・実験を実施しようとする職員・学生（以下「実施者」という。）は、別紙様式 1 により、学部長に申請するものとする。ただし、卒業研究、修士論文及び授業における課題等として教員又は研究室の責任で行う調査・実験並びに教育学部又は大学院教育学研究科の業務の一環として行う調査については、原則として申請の対象としない。
- 2 学部長は、申請を受理したときは、委員会に審査を付託するものとする。
- 3 委員長は、審査結果を別紙様式 2 により、学部長に報告するものとする。
- 4 学部長は、前項の審査結果を、実施者に通知するものとする。
- 5 実施者は、承認された調査・実験の内容を変更する場合には、別紙様式 3 により、学部長に申請しなければならない。
- 6 学部長は、必要があると認めた場合は、委員会に再審査を付託することができる。

## 第 5 問題への対処

承認された調査・実験において、事故、倫理的及び社会的問題、研究の協力者からの苦情等が発生した場合には、実施者は、速やかにその内容を委員会に報告しなければならない。

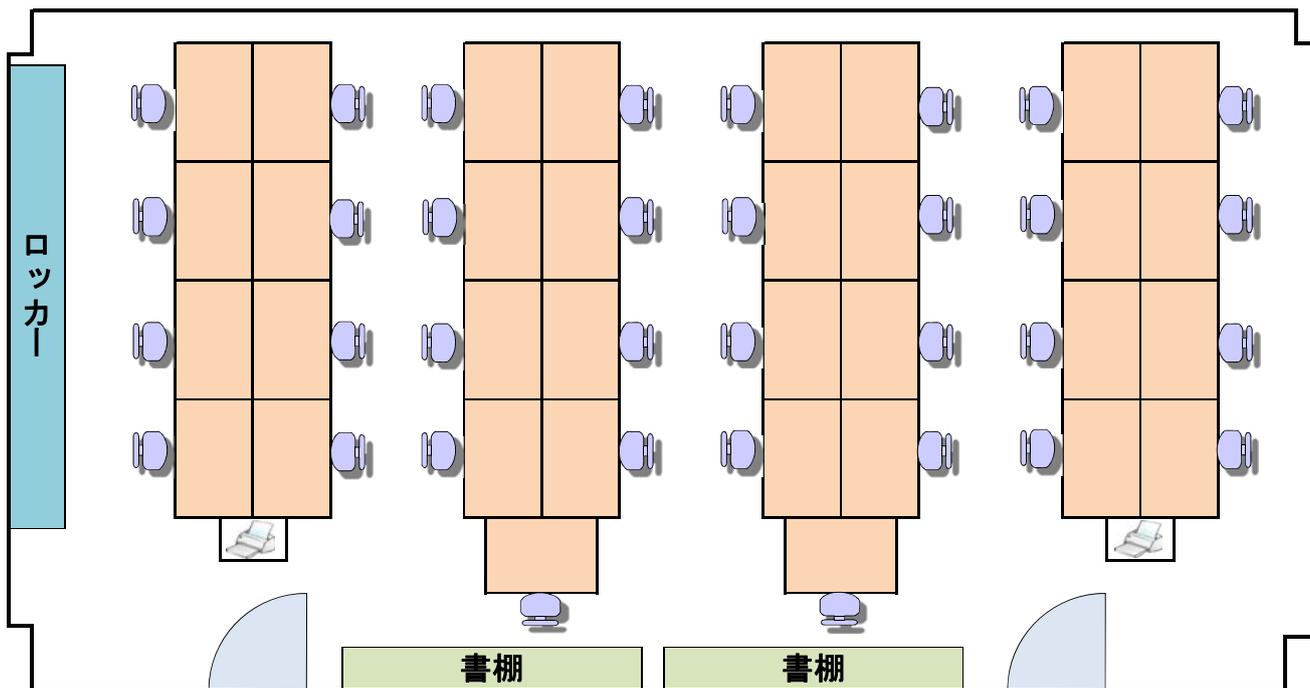
## 第 6 その他

この要項に定めるもののほか、研究倫理に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

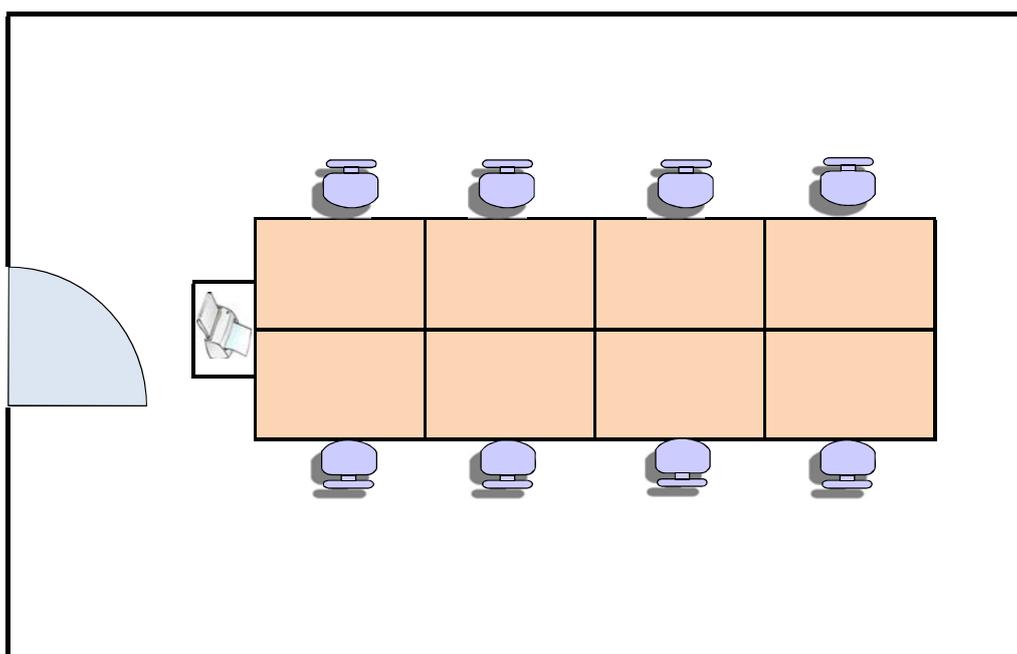
## 附 則

- 1 この要項は、平成 28 年 9 月 21 日から実施する。
- 2 この要項の施行後最初に委嘱される委員会の委員の任期は、第 3 第 6 項本文の規定にかかわらず、平成 29 年 3 月 31 日までとする。

教職大学院院生室1 見取図



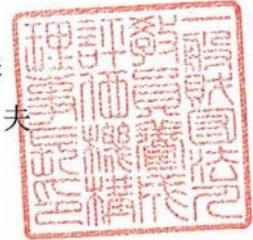
教職大学院院生室2 見取図



教評価第38号  
平成28年1月6日

弘前大学長  
佐藤 敬 殿

一般財団法人教員養成評価機構  
理事長 田村 哲夫



弘前大学教職大学院の認証評価実施について

貴大学に設置予定の専門職大学院設置基準第26条に規定される教職大学院について、学校教育法第109条第3項に規定する認証評価は、貴大学からの申請に基づき当機構で実施いたします。

(本件担当)

〒184-8501

東京都小金井市貫井北町4-1-1 東京学芸大学内  
一般財団法人教員養成評価機構事務局

清水・山本・大町

Tel:042-329-7860 Fax:042-329-7889

E-mail:hyokajimu@iete.jp

国立大学法人弘前大学教育学部とむつ市教育委員会との連携に関する協定書

国立大学法人弘前大学教育学部（以下「甲」という。）とむつ市教育委員会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互の連携と協力により、地域の教育課題に適切に対応し、調和のとれた人間性豊かな児童生徒の育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、教育及び人材育成、学術研究、その他必要と認める事項について、連携し協力する。

2 連携・協力事項の具体化を図る必要がある場合には、特定の事項に関する検討組織を設置することができる。

（秘密保持）

第3条 この協定に基づき、甲及び乙が知り得た情報については、それぞれ秘密を保持する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（協定書の期限等）

第4条 この協定は、協定締結の日から発効し、有効期限は平成21年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲または乙のいずれかから申し出がない場合は、さらに1年間更新し、その後も同様とする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、またはこの協定に定める事項を変更しようとするときは、甲及び乙が協議の上、定める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年 1月29日

甲 国立大学法人弘前大学教育学部長

依藤 三三



乙 むつ市教育委員会教育長

牧野 正蔵



## 国立大学法人弘前大学教育学部と青森県教育委員会との連携に関する協定書

国立大学法人弘前大学教育学部（以下「甲」という。）と青森県教育委員会（以下「乙」という。）は、青森県における教育について連携・協力するため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互の密接な連携により、本県の学校教育、社会教育、スポーツ及び大学における教員養成、教育・研究等の分野で相互に協力し、学校及び地域における教育の充実・発展に寄与することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項において連携し協力する。

- (1) 学校教育の充実及び調査・研究に関すること
- (2) 社会教育・スポーツの振興及び調査・研究に関すること
- (3) 大学における教員養成の充実及び教育・研究に関すること
- (4) その他双方が必要と認めること

2 連携・協力事項の具体化を図るために必要がある場合は、特定の事項に関する検討組織を設置することができる。

### （有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1月前までに甲又は乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合は、さらに1年間更新し、その後も同様とする。

### （その他）

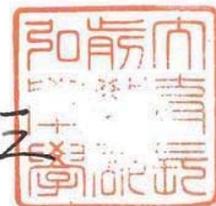
第4条 この協定に定めがない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、甲及び乙が協議の上、定める。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成20年2月7日

甲 国立大学法人弘前大学教育学部長

依藤三三



乙 青森県教育委員会教育長

田村充治

